

平成13年度

厚生科学研究費補助金（厚生科学特別研究事業）

「身体障害者補助犬の衛生確保のための 健康管理ガイドライン」の作成研究

研究報告書

主任研究者 山 根 義 久

平成14年（2002年）3月

「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の作成研究 研究報告書目次

1. 総括研究報告	3
2. 研究の概要	6
3. 研究の目的	8
4. 研究の方法	9
5. 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」	10
(1) ガイドライン策定の目的	10
(2) ガイドラインの概略	10
(3) 使用者による健康状態の観察	10
附. 身体障害者補助犬健康チェック項目	12
(4) 使用者による被毛等の管理	13
(5) 獣医師による健康診断	13
一次検査	14
二次検査	15
精密検査	16
(6) 獣医師による予防接種およびその他の疾病予防措置等	16
実施すべき予防接種	16
実施が望まれる疾病予防措置	16
避妊および去勢処置	17
(7) 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)の作成とその活用	17
6. 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」解説	18
(1) ガイドライン策定の目的	18
(2) ガイドラインの概略	18
(3) 使用者による健康状態の観察	21
附. 身体障害者補助犬健康チェック項目	22
(4) 使用者による被毛等の管理	23
(5) 獣医師による健康診断	25
一次検査	27
二次検査	30
精密検査	31
(6) 獣医師による予防接種およびその他の疾病予防措置等	32
実施すべき予防接種	32

実施が望まれる疾病予防措置	33
避妊および去勢処置	34
(7) 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)の作成とその活用	34
7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)の作成	37
(1) 手帳作成の目的	37
(2) 手帳の内容に関する検討	37
(3) 手帳の利用方法に関する検討	38
附. 「身体障害者補助犬健康管理手帳(仮称)」内容案	40
8. 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の啓発	54
(1) ガイドライン啓発の目的	54
(2) 啓発方法に関する検討	54
附. 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」啓発用 小冊子内容案	55
9. 考 察	61
10. 参考資料	62
(1) 身体障害者補助犬法案	62
(2) 身体障害者補助犬と“人と動物の共通の感染症”	69
(3) 犬における内部および外部寄生虫の感染状況調査	77
北海道・道南地区	77
神奈川地区	86
鳥取地区	95

1. 総括研究報告

平成13年度厚生科学研究費補助金（厚生科学特別研究事業）

身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドラインの作成研究

主任研究者：山根義久（東京農工大学農学部）

分担研究者：竹内 勤（慶應義塾大学医学部）

丸山 務（麻布大学環境保健学部）

山村穂積（北川動物病院）

村中志朗（広尾動物病院）

深瀬 徹（明治薬科大学薬学部）

A. 研究目的

昨今、社会のニーズとともに、身体障害者の積極的な社会参加を促進すべく、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の活用が推進されており、これを受けて、現在、「身体障害者補助犬法案」が議員立法により国会に提出されている。

同法案では、国等の機関、公共交通機関のほか、不特定多数の者が利用する施設（ホテル、レストラン等）への補助犬の同伴が認められており（同法案第7-9条）、これにともなって、「身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない。」と規定されている（同法案第22条）。

身体障害者補助犬は、その育成に多大なる努力が行われたものであり、一方、利用者にとってはかけがえのないパートナーである。したがって、補助犬は長期間にわたり有効に活用する必要があり、そのためにも、公衆衛生上の危害を生じさせないように努め、補助犬の健康の維持ならびに生活の質の向上を図ることは、社会的にも、利用者のためにも、きわめて重要な課題である。

したがって、今後、わが国における身体障害者補助犬の活用に際して、獣医学的および医学的な見地からその衛生に関する総合的な検討を行うことが必要である。

本研究は、身体障害者補助犬の衛生確保のために必要な健康診断および予防接種等について技術的助言を行うことを目的とし、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の作成ならびにそれに関連する諸事項の検討を実施するものである。

B. 研究方法

本研究では、犬の衛生確保のために実施すべき健康管理に関する諸事項を検討し、その成果にもとづいて「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」を策定するとともに、その策定の根拠となる事項等、ガイドラインに関する解説を記載した。また、本ガイドラインで推奨する事項が円滑に行われることを目的として「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）の作成と利用を提唱し、加えて広く社会一般に本ガイドラインを啓発するための方策のひとつとして啓発パンフレットの内容案を提案した。

なお、本研究は、研究班を農学部（獣医学科）、医学部、環境保健学部、薬学部に所属

1. 総括研究報告

する大学研究者の医師および獣医師、ならびに開業獣医師による構成とすることにより様々な角度から広く検討が実施できるようにし、さらに厚生労働省健康局結核感染症課から感染症対策に関する諸情報を得るなどして、幅広い視野に立脚した総合的なガイドラインの策定を可能としたものである。

C. 研究結果

本研究では、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」を策定し、併せてその策定の根拠となる事項等、ガイドラインに関する解説を記載した。本ガイドラインは、身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理に参画する主体を補助犬使用者と獣医師と規定し、その各々が実施する健康管理を犬の健康状態の観察あるいは健康診断的な作業と衛生確保のための予防措置的な作業の2つに分けている。すなわち、本ガイドラインにより推奨される身体障害者補助犬の健康管理は、

- (1) 使用者による健康状態の観察
- (2) 使用者による被毛等の管理
- (3) 獣医師による健康診断
- (4) 獣医師による予防接種およびその

他の疾病予防措置等の4つの側面から行うべきであることを提唱し、それぞれについて具体的内容を策定した。

また、本ガイドラインで推奨する事項が円滑に行われることを目的として「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)の作成と利用を提唱し、加えて広く社会一般に本ガイドラインを啓発するための方策のひとつとして啓発用小冊子の内容案を提案した。

D. 考察

「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」は、身体障害者補助犬

が広く社会に受け入れられるために具備すべき衛生確保の方策について、確実かつ現実的な健康管理の方法を示すことを試みたものである。

本ガイドラインに策定した諸項目を実施するためには、今後、日本獣医師会ならびに各地方獣医師会および個々の獣医師が身体障害者補助犬に対する認識をより深め、その衛生確保のためにさらに積極的に協力されることが望まれる。

この際、身体障害者補助犬の健康管理に関する多くの知見が検査等を担当した獣医師のもとに蓄積されることが予想されるが、それらの所見は適切な解析を行ったうえで、将来、補助犬に係る諸事業の遂行に際して有効に活用すべきである。このためにも、身体障害者補助犬の健康診断ならびに予防接種およびその他の疾病予防措置等に従事した獣医師は、その際の知見を適正に記録する必要がある。

また、本研究において提案した「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)ならびに「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」啓発パンフレットが作成され、有効に活用されることにより、身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理が円滑に実施され、衛生確保のために多大なる努力が行われていることを広く社会が認識されることを期待する。

本研究で策定したガイドラインは、身体障害者補助犬に限らず、家庭動物〔ここで家庭動物とは、愛玩動物または伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭等で飼養および保管されている動物ならびに情操の涵養および生態観察のため飼養および保管されている動物をいうものとする〕としての犬にも広く応用することが可能であると考えられる。

なお、ここに策定した「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」ならびにそれに付随する種々の提言は、現在

の獣医学的知見ならびに状況にもとづいて作成されたものである。今後、新たな獣医学的知見が得られ、あるいは身体障害者補助犬に関する状況が変化した場合には、補助犬の健康診断ならびに予防接種およびその他の疾病予防措置等に従事した獣医師により集積された知見等を参考とし、適切に変更が行われるべきである。

E. 結論

「身体障害者補助犬法案」における「身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない。」との規定（同法案第22条）にもとづき、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」を策定した。また、本ガイドラインで推奨する事項が円滑に行われることを目的として「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）の作成と利用を提唱し、加えて広く社会一般に本ガイドラインを啓発するための方策のひとつとして啓発パンフレットの内容案を提案した。

F. 健康危険情報

現状では、身体障害者補助犬が人の健康に対して危害を及ぼす火急の危険性はないと判断される。

身体障害者補助犬が人の健康に対して危害を及ぼす危険性は、その飼育環境を考えると、家庭動物である一般の犬におけるのと同程度であるといえる。また、本研究で策定したガイドラインが実施されることにより、危険性はさらに著しく低下するものと考えられる。

ただし、身体障害者補助犬は、不特定多数の者と直接あるいは間接に広く接触する可能性が高いため、常にその衛生の確保には留意すべきである。

G. 研究発表

現在、発表実績はない。

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む)

現在、出願予定はない。

2. 研究の概要

昨今、社会のニーズとともに、身体障害者の積極的な社会参加を促進すべく、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の活用が推進されており、これを受けて、現在、「身体障害者補助犬法案」が議員立法により国会に提出されている。

同法案では、国等の機関、公共交通機関のほか、不特定多数の者が利用する施設（ホテル、レストラン等）への補助犬の同伴が認められており（同法案第7-9条）、これにともなって、「身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。」と規定されている（同法案第22条）。

身体障害者補助犬は、その育成に多大なる努力が行われたものであり、一方、利用者にとってはかけがえのないパートナーである。したがって、補助犬は長期間にわたり有効に活用する必要があり、そのためにも、公衆衛生上の危害を生じさせないように努め、補助犬の健康の維持ならびに生活の質の向上を図ることは、社会的にも、利用者のためにも、きわめて重要な課題である。

したがって、今後、わが国における身体障害者補助犬の活用に際して、獣医学的および医学的な見地からその衛生に関する総合的な検討を行うことが必要である。

以上の観点から、本研究では、身体障害者補助犬の衛生確保のために必要な健康診断および予防接種等について技術的助言を行うことを目的とし、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の策定を実施した。

本ガイドラインは、身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理に参画する主体を補助犬使用者と獣医師と規定し、その各々が実施する健康管理を犬の健康状態の観察あるいは健康診断的な作業と衛生確保のための予防措置的な作業の2つに分けている。すなわち、本ガイドラインにより推奨される身体障害者補助犬の健康管理は、

- (1) 使用者による健康状態の観察
- (2) 使用者による被毛等の管理
- (3) 獣医師による健康診断
- (4) 獣医師による予防接種およびその他の疾病予防措置等

の4つの側面から行うべきであることを提唱し、それぞれについて具体的内容を策定した。

また、本ガイドラインで推奨する事項が円滑に行われることを目的として「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）の作成と利用を提唱し、加えて広く社会一般に本ガイドラインを啓発するための方策のひとつとして啓発パンフレットの内容案を提案した。

ここに策定した「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」は、身体障害者補助犬が広く社会に受け入れられるために具備すべき衛生確保の方策について、確実かつ現実的な健康管理の方法を示すことを試みたものである。今後、日本獣医師会ならびに各地方獣医師会および個々の獣医師の積極的な協力のもとで、身体障害者補助犬の衛生が確実に確保されることが望まれる。

また、本研究で策定したガイドラインは、身体障害者補助犬に限らず、家庭動物〔ここで家庭動物とは、愛玩動物または伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養および保

管されている動物ならびに情操の涵養および生態観察のため飼養および保管されている動物をいうものとする) としての犬にも広く応用することが可能であると考え。今後、家庭動物としての犬についても、その衛生の確保が確実に担保され、社会に広く受け入れられることを期待する。

3. 研究の目的

昨今、社会のニーズとともに、身体障害者の積極的な社会参加を促進すべく、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の活用が推進されており、これを受けて、現在、「身体障害者補助犬法案」が議員立法により国会に提出されている。

同法案では、国等の機関、公共交通機関のほか、不特定多数の者が利用する施設（ホテル、レストラン等）への補助犬の同伴が認められており（同法案第7-9条）、これにともなって、「身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。」と規定されている（同法案第22条）。

身体障害者補助犬は、その育成に多大なる努力が行われたものであり、一方、利用者にとってはかけがえのないパートナーである。したがって、補助犬は長期間にわたり有効に活用する必要があり、そのためにも、公衆衛生上の危害を生じさせないように努め、補助犬の健康の維持ならびに生活の質の向上を図ることは、社会的にも、利用者のためにも、きわめて重要な課題である。

したがって、今後、わが国における身体障害者補助犬の活用に際して、獣医学的および医学的な見地からその衛生に関する総合的な検討を行うことが必要である。

以上の観点から、本研究では、身体障害者補助犬の衛生確保のために必要な健康診断および予防接種等について技術的助言を行うことを目的とし、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の作成ならびにそれに関連する諸事項の検討を実施した。

4. 研究の方法

本研究では、前章（3. 研究の目的）に記載した要件を達成するために研究班を組織し、研究班における議論を通して、犬の衛生確保のために実施すべき健康管理に関する諸事項を検討し、その成果にもとづいて「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」を策定するとともに、その策定の根拠となる事項等、ガイドラインに関する解説を記載した。また、本ガイドラインで推奨する事項が円滑に行われることを目的として「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）の作成と利用を提唱し、加えて広く社会一般に本ガイドラインを啓発するための方策のひとつとして啓発パンフレットの内容案を提案した。

この際、ガイドラインの策定およびそれに関連する諸事項の検討の基礎資料とすべく、犬、とくに身体障害者補助犬と“ヒトと動物の共通の感染症”に関する概説を作成した。また、本邦の犬における内部および外部寄生虫の侵淫状況の調査を実施し、身体障害者補助犬における各種寄生虫の防除の重要性を提唱する根拠を得た。

なお、本研究は、研究班を農学部（獣医学科）、医学部、環境保健学部、薬学部に所属する大学研究者の医師および獣医師、ならびに開業獣医師による構成とすることにより様々な角度から広く検討が実施できるようにし、さらに厚生労働省健康局結核感染症課から感染症対策に関する諸情報を得るなどして、幅広い視野に立脚した総合的なガイドラインの策定を可能としたものである。

5. 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」

(1) ガイドライン策定の目的

身体障害者補助犬の使用にあたり、当該犬の健康を維持し、その生活の質の向上を図るとともに、公衆衛生上の危害の発生防止のため、犬を清潔に保ち、他者に不快感を与えないこと、および人と動物の共通の感染症を予防することを目的として本ガイドラインを設定する。

(2) ガイドラインの概略

ここに策定した「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」は、補助犬の衛生確保のための実践的作業に参画する主体を主に補助犬の利用者と獣医師とし、各々により実施される健康管理について、具体的な内容の提言を行ったものである。

さらに、本ガイドラインは、利用者による健康管理、獣医師による健康管理ともに、犬の健康状態の観察あるいは健康診断的な作業と衛生確保のための予防措置的な作業の2つに分け、それぞれについて記載を行っている。

すなわち、利用者により実施される作業は、“健康状態の観察”および“被毛等の管理”とし、獣医師により実施される作業は“健康診断”と“予防接種およびその他の疾病予防措置等”とした。

また、これらの4項目に加え、補助犬利用者と獣医師間の連絡の一方法とすること、および補助犬の衛生確保のための諸作業の結果を記録し、その有用性が広く社会に受け入れられるための一方法とすることを目的として、「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)の作成を試み、その活用を推奨した。

なお、身体障害者補助犬の利用者は、犬に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その飼養に際して感染の可能性を考慮し、常に自らの健康管理に留意するとともに、他者への感染の防止にも努める必要がある。

以上のガイドラインの概略について、“図1 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の概念”に要約して示した。

(3) 利用者による健康状態の観察

身体障害者補助犬の利用者は、自らが飼養および利用する犬の健康状態について絶えず観察を行い、異常の早期発見に努め、何らかの異常が発見された場合には速やかに獣医師による診断を受けるものとする。

利用者により実施される健康状態の観察項目は、別紙「身体障害者補助犬健康チェック項目」に記載の一般状態および体重の測定とする。

また、実施頻度は、一般状態の観察は原則として1日1回、体重の測定は1か月に1回とする。

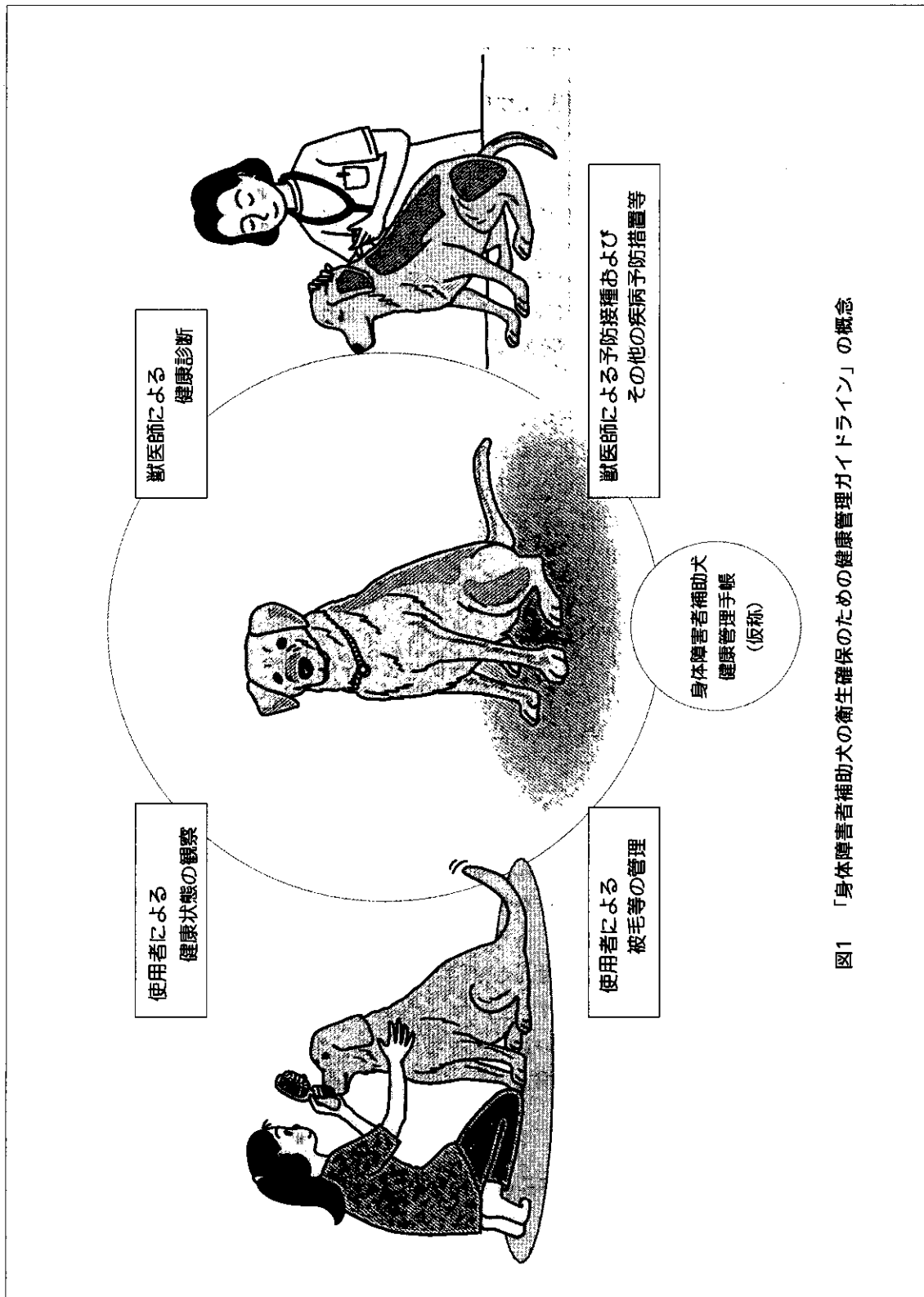


図1 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の概念

身体障害者補助犬健康チェック項目

ご自身でチェックできない項目については、どなたかにお願いしてください

- ☆ 元気はありますか？
- ☆ 太ったり、痩せたりしてきていませんか？
- ☆ 食欲はありますか？
- ☆ 食べ物の好みが変わってきていませんか？
- ☆ 座り方に異常はありませんか（変な座り方をしていませんか）？
- ☆ 歩き方に異常はありませんか（変な歩き方をしていませんか）？
- ☆ 視覚は正常であると思われませんか？
- ☆ 聴覚は正常であると思われませんか？
- ☆ その他の感覚は正常であると思われませんか？
- ☆ 皮膚の状態に異常はありませんか？ 傷や腫れ、赤みなどはありませんか？
- ☆ 被毛の状態に異常はありませんか？ 脱毛やツヤが悪いことはありませんか？
- ☆ ノミやダニがついていませんか？
- ☆ 口の周りは汚れていませんか？ よだれや歯石などはありませんか？
- ☆ 口の臭いは気になりませんか？
- ☆ 鼻の周りは汚れていませんか？ 鼻汁などはありませんか？
- ☆ 目の周りは汚れていませんか？ 眼やになどはありませんか？
- ☆ 耳は汚れていませんか？ 耳あかなどはありませんか？
- ☆ 耳の臭いは気になりませんか？
- ☆ 頭をよく振っていませんか？
- ☆ お尻の周りは汚れていませんか？ 糞便や発情出血などがついていませんか？
- ☆ お尻の周りの臭いは気になりませんか？
- ☆ 床にお尻を擦りつけるような動作をしませんか？
- ☆ 爪は伸びすぎていませんか？
- ☆ 呼吸が苦しそうなことはありませんか？
- ☆ 咳やくしゃみをしていませんか？
- ☆ 運動を嫌がるようになってきていませんか？
- ☆ 糞便と尿は普段と変わりなく排泄されていますか？ 糞便と尿の色や排泄回数、排泄場所は変わりありませんか？

異常を見つけたり、何か心配なことがある場合には獣医師に相談しましょう

(4) 使用者による被毛等の管理

身体障害者補助犬の使用者は、自らが飼養および利用する犬の被毛等について、適切な管理を行う必要がある。

使用者により実施される被毛等の管理の実施項目および実施頻度は、以下のとおりとする。

1) 整毛

当該犬の被毛の性状、長さ等にもとづいて、適切なブラシおよび櫛等を選択し、それによる整毛を実施する。

実施頻度は、基本的には1日ないしは数日に1回とする。ただし、各々の犬の状態にもとづき、とくに換毛期等には適宜頻度を増すようにする。

2) 皮膚および被毛の洗浄

当該犬の皮膚ならびに被毛の性状等にもとづいて、適切なシャンプー製品とリンス製品を選択し、それによる皮膚および被毛の洗浄を実施する。

実施頻度は、数週間に1回、ないしは1-2か月に1回程度とする。

3) 剪毛

当該犬の被毛の性状、長さ等にもとづいて、適切なはさみ等を選択し、それによる剪毛を実施する。

実施頻度は、基本的には1年に1-2回とする。ただし、各々の犬の状態にもとづき、必要に応じて適宜頻度を増すようにする。

4) 爪切り

爪が過度に伸張した場合には、爪切りを行う。

実施の時期は、各々の犬の状態によるが、一般的には起立時に四肢の爪が床面に接触しはじめたときを目安とする。

(5) 獣医師による健康診断

身体障害者補助犬の飼養および利用にあたっては、犬の衛生を確保するため、小動物臨床に従事する獣医師による健康診断を定期的実施し、衛生管理の啓発と疾病の早期発見に努め、何らかの異常が発見された場合には速やかな対応を行わなければならない。

健康診断は、個体識別の後、まず、一次検査として一般的な諸検査を行い、それによって異常が疑われた場合には、二次検査を実施する。また、一次検査および二次検査において異常が認められた例に対しては、必要に応じて各々の場合に適した精密検査を適宜に実施する(図2)。

獣医師による健康診断の実施頻度は、一次検査のうち、問診、視診、触診、打診、聴診および体温、脈拍数、呼吸数の計測については1年に2回以上、血液学的検査ならびに糞便検査については1年に1回以上実施するものとする。また、二次検査および精密検査は、個々の例に応じ

5. 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」

て適切な頻度で実施する。

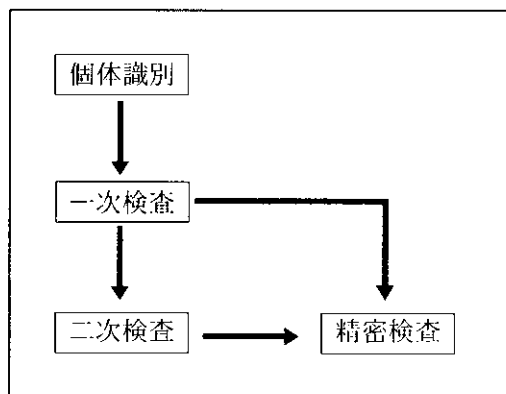


図2 獣医師による健康診断の流れ

【個体識別】

身体障害者補助犬の個体識別は、「身体障害者補助犬法案」第12条に規定されている「厚生省令で定める表示」を確認することにより実施する。

さらに、当該犬の品種、性別、毛質、毛色、その他の外貌上の標徴を動物診療施設の診療記録簿に詳細に記載し、次回以降はその記載および「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）における記載と併せて個体識別を行う。

また、マイクロチップを装着している場合には、それを利用することが望ましい。

【一次検査】

一次検査の実施項目は以下のとおりとする。

1) 問診

補助犬の飼い主から当該犬の一般状態等を聴取し、とくに前回の健康診断以降の異常の有無について調査する。

この際、「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）を活用する。

2) 視診

補助犬の全身について視診を行い、異常の有無を観察する。

観察項目は、元気の有無、体格、食欲、栄養状態、姿勢、歩様、感覚の状態、被毛の状態、天然孔の異常の有無等とする。

3) 触診

補助犬の全身について触診を行い、異常の有無を観察する。

観察項目は、皮膚および被毛、体表リンパ節、関節、指趾端の状態等とする。

4) 打診

補助犬の主に胸部および腹部において指々打診を行い、異常の有無を観察する。
すなわち、打診部位を手指により叩打し、その際の振動音、すなわち打診音を聴取する。

5) 聴診

補助犬の主として胸部および腹部の聴診を行い、異常の有無を観察する。
聴診の主たる対象は以下の各項目とする。

(1) 心臓

心拍動のリズムの変化、心内雑音の有無、心膜の摩擦音の有無等

(2) 呼吸器系

喉頭、気管、気管支および肺胞から発する音、胸膜の摩擦音等

(3) 消化器系

消化管の蠕動音等

6) 体温、脈拍数、呼吸数の計測

補助犬の体温、脈拍数、呼吸数の計測を行い、一般的正常値からの逸脱の有無を検討する。

7) 血液学的検査

実施が推奨される血液学的検査項目は、以下のとおりとする。

(1) 赤血球数 または ヘマトクリット値

(2) 白血球数

(3) 犬糸状虫マイクロフィラリア

8) 糞便検査

実施が推奨される糞便検査項目は、以下のとおりとする。

(1) 理学的性状

糞便量、色調、水分含有量（下痢の有無）、臭気、未消化物および異物等の混在の有無

(2) 寄生虫学的検査

原虫の栄養型、シスト、オーシスト、蠕虫卵、幼虫、成虫、糸虫の片節

【二次検査】

一次検査により異常が疑われた場合には、以下の検査を実施する。

1) 血液生化学的検査

実施が推奨される血液生化学的検査項目は、以下のとおりとする。

(1) グルコース

(2) 尿素窒素

(3) 総蛋白

(4) アラニンアミノトランスフェラーゼ（グルタミン酸ピルビン酸トランスアミナーゼ）

5. 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」

(5) 犬糸状虫成虫循環抗原

(6) 抗レプトスピラ抗体

2) 尿検査

実施が推奨される尿検査項目は、以下のとおりとする。

(1) 理学的性状

尿量、色調、混濁度、濃度、粘稠性、臭気、比重、pH

(2) 化学的性状

糖質、蛋白質、血色素（潜血）、ウロビリノゲン、ケトン体、亜硝酸塩

3) 糞便検査

下痢、血便等が認められた場合には、糞便の細菌検査等を実施する。

【精密検査】

一次検査および二次検査により異常が疑われた場合には、必要に応じてさらに種々の精密検査を実施する。

精密検査の実施項目は、個々の例に応じて適宜に選択する。

(6) 獣医師による予防接種およびその他の疾病予防措置等

身体障害者補助犬の衛生確保のため、予防接種を定期的実施することは必須であり、加えてその他の疾病予防措置等を講ずることが望ましい。

【実施すべき予防接種】

身体障害者補助犬への接種を行うべきワクチンは、以下のものとする。

これらのワクチンの接種頻度は、1年1回とする。

1) 狂犬病ワクチン

2) 犬レプトスピラ病ワクチン

3) 犬パルボウイルス感染症ワクチン

【実施が望まれる疾病予防措置】

身体障害者補助犬に対して、少なくとも以下の疾病予防措置を講ずることを推奨する。

1) 犬糸状虫症の予防（犬糸状虫成虫寄生予防薬の投与）

犬糸状虫症予防薬を適宜に選択し、その薬剤の用法にもとづいて適切な投与を実施する。

2) ノミおよびマダニの寄生予防

ノミおよびマダニの駆除薬、とくに残効性が高い薬剤を適宜に選択し、その薬剤の用法にもとづいて適切な投与を実施する。

【避妊および去勢処置】

発情期における問題行動の発生、および発情期にある他の犬から問題行動を受ける可能性がある」と想定される例においては、避妊手術あるいは去勢手術の実施、または発情回避のための薬物のインプランテーションを行うことを推奨する。

(7) 「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）の作成とその活用

身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理の記録およびその証明のため、「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）を作成し、活用することが望まれる。

1) 作成および配布

本ガイドラインでは、「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）を作成し、身体障害者補助犬の使用者に配布することを推奨する。

「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）の内容としては、別項（7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）の作成）の記載を提案する。

2) 補助犬使用者による管理および保持

身体障害者補助犬の飼養者および利用者は、「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）を管理および保持するものとする。また、自らが行う健康状態の観察ならびに被毛等の管理の記録を「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）に記載する。

3) 獣医師による記録

身体障害者補助犬の健康診断を実施し、あるいは予防接種その他の疾病予防措置等を施した獣医師は、その記録および診療機関名、獣医師氏名を「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）に記載し、捺印する。

4) 第三者への提示

身体障害者補助犬の使用者は、当該犬を利用する際には「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）を絶えず携行し、国等の機関、公共交通機関および不特定多数の者が利用する施設に同伴するにあたっては、それを提示、また、提示が求められた場合にはそれに応ずることが望ましい。

6. 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」解説

(1) ガイドライン策定の目的

身体障害者補助犬の使用にあたり、当該犬の健康を維持し、その生活の質の向上を図るとともに、公衆衛生上の危害の発生防止のため、犬を清潔に保ち、他者に不快感を与えないこと、および人と動物の共通の感染症を予防することを目的として本ガイドラインを設定する。

昨今、社会のニーズとともに、身体障害者の積極的な社会参加を促進すべく、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の活用が推進されており、これを受けて、現在、「身体障害者補助犬法案」が議員立法により国会に提出されている。

同法案では、国等の機関、公共交通機関のほか、不特定多数の者が利用する施設（ホテル、レストラン等）への補助犬の同伴が認められており（同法案第7-9条）、これにともなって、「身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。」と規定されている（同法案第22条）。

身体障害者補助犬は、その育成に多大なる努力が行われたものであり、一方、利用者にとってはかけがえのないパートナーである。したがって、補助犬は長期間にわたり有効に活用する必要があり、そのためにも、公衆衛生上の危害を生じさせないように努め、補助犬の健康の維持ならびに生活の質の向上を図ることは、社会的にも、利用者のためにも、きわめて重要な課題である。

したがって、今後、わが国における身体障害者補助犬の活用に際して、獣医学的および医学的な見地からその衛生に関する総合的な検討を行うことが必要である。

以上の観点から、本研究では、身体障害者補助犬の衛生確保のために必要な健康診断および予防接種等について技術的助言を行うことを目的とし、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の作成ならびにそれに関連する諸事項の検討を実施した。

なお、本研究は身体障害者補助犬法案第22条にもとづいて実施しており、この点からは、ここで策定するガイドラインはあくまでも公衆衛生の確保を基盤とし、犬の健康そのものに言及する性質のものではない。しかし、犬を清潔に保ち、人と動物の共通の感染症の発生を予防するためには、犬が健康であることが前提であることはいうまでもない。犬が健康であることによって、人と動物の共通の感染症等の罹患あるいは発症の機会が減少すると考えられる。したがって、本ガイドライン策定の目的には、“犬の健康を維持し、その生活の質の向上を図る”との文言を加えている。

(2) ガイドラインの概略

ここに策定した「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」は、補助犬の衛生確保のための実践的作業に参画する主体を主に補助犬の利用者と獣医師とし、各々により実施される健康管理について、具体的な内容の提言を行ったものである。

さらに、本ガイドラインは、利用者による健康管理、獣医師による健康管理ともに、犬の健康状態の観察あるいは健康診断的な作業と衛生確保のための予防措置的な作業の2つに分け、それぞれについて記載を行っている。

すなわち、利用者により実施される作業は、“健康状態の観察”および“被毛等の管理”とし、獣医師により実施される作業は“健康診断”と“予防接種およびその他の疾病予防措置等”とした。

また、これらの4項目に加え、補助犬利用者と獣医師間の連絡の方法とすること、および補助犬の衛生確保のための諸作業の結果を記録し、その有用性が広く社会に受け入れられるための方法とすることを目的として、を試み、その活用を推奨した。

なお、身体障害者補助犬の利用者は、犬に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その飼養に際して感染の可能性を考慮し、常に自らの健康管理に留意するとともに、他者への感染の防止にも努める必要がある。

以上のガイドラインの概略について、“図1 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の概念”に要約して示した。

身体障害者補助犬の衛生確保を適切に実施するためには、その犬の利用者が多大なる努力を行わなければならないことは自明である。しかし、それのみでは不十分であり、高度な獣医学的知識を有する獣医師の協力も不可欠である。したがって、本ガイドラインでは、補助犬の衛生確保のための実践的作業に参画する主体を主に補助犬の利用者と獣医師とした。

また、実際の作業に関しては、利用者による健康管理、獣医師による健康管理ともに、犬の健康状態の観察あるいは健康診断的な作業と衛生確保のための予防措置的な作業の2つに分け、利用者により実施される作業を“健康状態の観察”および“被毛等の管理”、獣医師により実施される作業を“健康診断”と“予防接種およびその他の疾病予防措置等”とした。

以上の4項目を中心とすることにより、身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドラインが均衡の取れたものになっていると考える。

また、「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）の作成は、上記の諸作業を円滑に実施し、その成果を広く社会に示すための方策として提案するものである。身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドラインの普及とともに本手帳が有効に活用されるように、今後、行政等の適切な対応が望まれる。

なお、身体障害者補助犬利用者自身が犬の健康管理についての知識を有し、さらに自らが人と動物の共通の感染症に罹患することのないよう留意すべきことも重要である。ただし、この点に関しては、本研究の性質上、別途に項目を設けて記載する必要はないと考え、ここに併記するにとどめた。